

厚岸町規則第9号

厚岸町職員の懲戒処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

厚岸町長 若狭 立清

厚岸町職員の懲戒処分等に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の懲戒処分等に関する規則（令和2年厚岸町規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「道路及びこれに接続する構内、駐車場等における人身事故及び物損事故（当事者間で協議が成立したものを含む。）」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両によって、人を死傷させ、又は物を損壊する事故」に改め、同条第5号中「（昭和35年法律第105号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。